

請願第 3 号

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願書

提出 令和3年8月16日

伊勢市議会議長 浜口和久様

提出者

伊勢市PTA連合会

会長 山田純 様

三重県伊勢市校長会

会長 伊豆 敏

三重県教職員組合伊勢支部

支部長 坂口直 様

紹介議員

上不可和生
西山則夫
宮崎 誠
世古 明



子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める請願書

請願趣旨

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えました。大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設されましたが、文科省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査(2019)」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれています。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組みや、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどの取組みが今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、極めて重要です。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる改善を求めていかなければなりません。経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が必要です。

- 2 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備のひとつだと考えられます。

2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに引き下げられ、小学校35人学級が実現しましたが、今年度は加配定数を振り替える形でおこなわれており、教職員数の実質増となってはいません。また、今後5年間で2年生から順次引き下げるとしていますが、中学校や高等学校等については、現時点においては、学級編制の標準の引下げはありません。国際的な比較においても、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、2020年経済協力開発機構(OECD)公表値では、小学校27人(OECD加盟国平均21人)、中学校32人(同23人)とどちらも大きく上回っている状況であり、小学校のみの改善に留めることは合理的ではないと言わざるをえません。教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものです。子どもたちが安全・安心に学ぶようにするためにも、さらなる学級編制の標準の引き下げと、基礎定数と加配定数をともに改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。

また、教育の今日的課題の複雑化・多様化による学校現場の業務量は増加の一方であり、「学校における働き方改革」が叫ばれるなか、人的配置をはじめとする財政措置は、

未だ不十分であると言わざるをえません。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者が子どもたちを学校へ通わせるためには、マスクや消毒液等の感染対策に係る保護者の経費負担は確実に増加しており、ICTに関する費用も、新たな保護者負担として生じています。

公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになります。

- 3 県内において、子どもたちが通う9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されますが、23.3%にあたる117校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち107校は避難所に指定されています。2015年に津波対策のための不適格改築事業の拡充がおこなわれましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。

また、昨年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大の状況においても、災害時には避難所は開設されています。2020年9月、内閣府等から「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン（第2版）」が示されました。感染症対策として、PPE（Personal Protective Equipment、個人用防護）の準備、発熱・咳等の症状が出た方や濃厚接触とされる方との施設やスペースの分離等が記載されていますが、それぞれの自治体において施設やスペース、資材、人材が十分に確保できるのか、危惧するところです。

災害や感染症は、いつ発生するかわかりません。性やプライバシーに関する課題、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児等への配慮等、まだまだ改善すべき課題は山積しています。安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策が必要です。

- 4 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。

現行制度においては、「職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費」のみが負担対象経費とされています。かつて対象であった教材費等は、1985年に対象外となり、一般財源としての措置のままとなっています。義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン教育をすすめるための環境整備がおこなわれましたが、端末配備や通信インフラ整備等の進捗状況には都道府県間

格差・市町村格差があり、子どもたちの学びの機会は、均等であるとはいえません。また、現在中教審「新しい時代の学校施設検討部会」において学校施設整備指針の改定にむけた議論がすすめられています。新たな指針が示されたとしても整備に要する経費が一般財源による措置のままでは、自治体間の格差は解消されません。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が必要です。

請願事項

- 1 すべての子どもが安心して等しく教育を受けられるように、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める。
- 2 子どもたちの姿を出発点とした主体的で協働的な「豊かな学び」を実現するため、また、公財政として措置される教育予算を拡充し教育条件整備をすすめていくことが山積する教育課題の解決へとつながると考えられるため、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める。
- 3 県内でも9割以上の公立学校が避難所指定を受けており、有事の際には地域の避難所となることが予想されるが、感染症の観点からも、子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を求める。
- 4 憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、教育環境整備に係る様々な面で都道府県間での格差を生じさせず、「教育水準の維持向上」をはかるために、義務教育費国庫負担制度の充実を求める。

以上

上記の事項について国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。